

# 長崎市教科書採択審議会規則

昭和 40 年 6 月 1 4 日

教育委員会規則第 3 号

沿革 昭和 28 年 7 月教育委員会規則第 5 号

昭和 39 年 10 月教育委員会規則第 7 号

改正 昭和 50 年 7 月 18 日教育委員会規則第 7 号

平成 4 年 4 月 23 日教育委員会規則第 9 号

平成 12 年 3 月 29 日教育委員会規則第 20 号

平成 13 年 4 月 24 日教育委員会規則第 9 号

平成 14 年 7 月 29 日教育委員会規則第 24 号

平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 5 号

平成 26 年 3 月 26 日教育委員会規則第 9 号

平成 27 年 3 月 30 日教育委員会規則第 6 号

平成 30 年 4 月 24 日教育委員会規則第 10 号

令和元年 12 月 27 日教育委員会規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和 28 年長崎市条例第 42 号）第 3 条の規定に基づき、長崎市教科書採択審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業関係団体の代表者
- (3) 保護者の代表
- (4) 市立の小学校又は中学校（以下「学校」という。）の校長
- (5) 学校以外の教育機関の長
- (6) 教育委員会事務局の職員

3 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択に直接の利害関係を有する者又は個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の関与を行う等特定の教科書発行者と関係を有する者（以下「特定の教科書発行者と関係を有する者（以下「特定の教科書発行者と関係を有する者」という。）は、審議会の委員となることができない。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の 8 月 3 1 日までとする。

2 前条第 2 項第 2 号から第 6 号までに掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱又は任命は解かれたものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(選定委員)

第5条 審議会に、学校で使用する教科書の選定作業を行わせるため、学校の各種目又は各教科（以下「各教科等」という。）ごとに選定委員を置くことができる。

2 選定委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 学校の校長（副校長）、教頭又は教諭
- (2) 学校以外の教育機関の職員
- (3) 教育委員会事務局の職員

3 選定委員は、会長の命を受け、各教科等ごとに選定委員会を構成し、協議を行う。

4 選定委員会は、会長が指名する選定委員が主宰する。

5 選定委員会は、当該選定作業が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

6 教科書の採択に直接の利害関係を有する者又は特定の教科書発行者と関係を有する者は、選定委員となることができない。

7 選定委員は、第5項の報告が終了したときは、解任されるものとする。

(調査員)

第6条 審議会に、教科書の内容、形式等を調査させるため、各教科等ごとに調査員を置くことができる。

2 調査員は、学校の校長（副校長）、教頭及び教諭のうちから教育長が任命する。

3 調査員は、会長の命を受け、各教科等ごとに調査委員会を構成し、協議を行う。

4 調査委員会は、会長が指名する調査員が主宰する。

5 調査委員会は、当該調査が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

6 教科書の採択に直接の利害関係を有する者又は特定の教科書発行者と関係を有する者は、調査員となることができない。

7 調査員は、第5項の報告が終了したときは、解任されるものとする。

(関係人の意見聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、学校の校長、教頭又は教諭その他の関係人の意見を聴くことができる。

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、会長及び委員の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開き、審議することができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報告)

第9条 会長は、審議会で決定した事項を、教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるものを除くほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員長及び委員の任期)

- 2 この規則施行後、最初に充てられる委員長及び任命される委員の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から昭和40年8月31日までとする。

附 則 (昭和50年7月18日教育委員会規則第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和50年8月4日から施行する。

附 則 (平成4年4月23日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日教育委員会規則第20号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月24日教育委員会規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成13年度における委員の任期の特例)

- 2 改正後の第2条第4項の規定の適用については、同項中「4月1日から8月1日まで」とあるのは、平成13年度の委員の任期に限り「4月27日から8月31日まで」とする。

附 則 (平成14年7月29日教育委員会規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年4月24日教育委員会規則第10号)

この規則は、交付の日から施行する。

附 則 (令和元年12月27日教育委員会規則第13号)